

2022年4月5日発行（毎月1回発行）

確かな経営情報、企業が発展するために

新・人事マネジメント戦略

2022年4月号 Vol.2204



電子帳簿保存法の改正
～一部規程で宥恕(ゆうじょ)措置あり～

FINANCE

業務案内

【コンサルティング業務】

- ・就業規則、賃金規程等の作成、運用サポート
- ・人事、賃金、退職金制度の構築
- ・募集、採用、教育、評価システムの設計
- ・個別労使紛争（労使間トラブル）の解決支援
- ・労働基準監督署による是正勧告対応

【アウトソーシング業務】

- ・社会保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・労働保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・賃金計算業務
- ・各種助成金、奨励金申請
- ・経営者、一人親方の労災保険加入

新・人事マネジメント戦略



電子帳簿保存法の改正
～ 一部規程で宥恕（ゆうじょ）措置あり ～

田中社会保険労務士事務所 代表
特定社会保険労務士 田中 洋

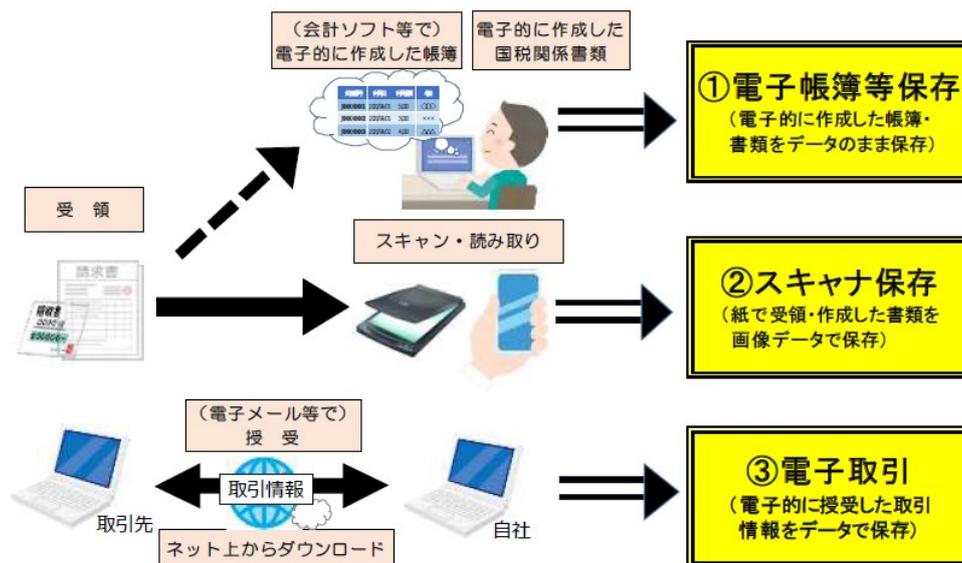
新型コロナウイルスが流行してから、生活や仕事に大きな変化がありました。様々な所で、電子マネーの普及や脱捺印、ペーパーレス化がなされ、社会のデジタル化が大きく進みました。2021年（令和3年）9月からはデジタル庁が発足し、今年（2022年）1月1日から電子帳簿保存法の改正が施行となりました。労務からは少し外れますが、今号では、電子帳簿保存法の改正内容と整備しておくの良い規程等についてご紹介します。



電子帳簿保存法…??

「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」のことを電子帳簿保存法と言います。各税法で原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律で1998年（平成10年）に制定され、昨年2021年（令和3年）の税制改正において改正され、今年の1月1日から施行となっています。

電子帳簿保存法上の区分としては、以下の3種類に区分されます。



※ 国税庁 HP 電子帳簿保存法改正資料より

電子帳簿等保存に関する改正…??

① の電子帳簿等保存に関する改正は、以下の3項目です。

1. 税務署長の事前承認制度が廃止

電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合の事前の税務署長の承認が不要となりました。

2. 優良な電子帳簿に関わる過少申告加算税の軽減措置が整備

一定の国税関係帳簿について優良な電子帳簿の要件を満たし、電磁的記録による備え付け及び保存をし、届出書を事前に所轄税務署長に提出している保存義務者について、優良な電子帳簿に記録された事項に関し申告漏れがあった場合、申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備となりました。

3. 要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能に

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。



スキャナ保存に関する改正…??

② のスキャナ保存に関する改正は、以下の4項目です。

1. 税務署長の事前承認制度が廃止

2. タイムスタンプ要件、検索要件について緩和

(1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2ヶ月+概ね7営業日以内とされました。

(2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要となりました。

(3) 電磁的記録の訂正または削除を行った場合、これらの事実と内容を確認することができるクラウド等において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことが確認できるときは、タイムスタンプの付与に代えることができます。

(4) 検索要件の記録項目について

① 取引年月日その他の日付 ② 取引金額 ③ 取引先に限定

また、税務署職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、日付や金額の範囲指定の検索等の機能確保が不要となりました。

3. 適正事務処理要件が廃止

4. スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に関わる電磁的記録に関し、隠蔽または仮装された事実があった場合、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備となりました。



タイムスタンプとは？

タイムスタンプとは、刻印されている時刻以前にその電子文書が存在していたことと、刻印されている時刻以降その電子文書が改ざんされていないことを証明するものです。

電子取引に関する改正…？

③ の電子取引に関する改正は、以下の2項目です。

1. タイムスタンプ要件、検索要件について緩和

タイムスタンプ要件、検索要件について、スキャナ保存に関する改正と同趣旨の改正が行われました。

また、小規模な事業者（基準期間の売上高が 1,000 万円以下）について、税務署職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、検索要件の全てが不要とされました。



2. 適正な保存を担保する措置

- (1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等（プリントアウト）の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置が廃止
※消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。
- (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽、仮装された事実があった場合、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が 10%加重される措置が整備となりました。

電子取引に関する宥恕（ゆうじょ）措置

今回の改正で、電子取引はデータでの保存が義務化となりました。ただ、準備が整っていない、対応が困難な事業者も多く、宥恕措置として、『2023 年（令和 5 年）12 月 31 日までに行う電子取引については、保存すべき電子データを出力書面（プリントアウト）して保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしてあれば差支えない（税務署への事前申請等は不要）』とされました。ただし、この宥恕措置以降（2024 年（令和 6 年）1 月 1 日）以降に行う電子取引については、電子データでの保存となりますので、2023 年（令和 5 年）中の対応が求められます。

このように国税関係帳簿や電子取引データは、今後要件に沿った保存がされていないと、税法上の帳簿・書類として認められなくなります。対応していない場合は、早めの対応が必要となります。【電子帳簿改正の対応・詳細は、税務署、税理士へご確認ください】
その他、電子化保存に関する規程などの雛形をご用意しています。

今年から成人年齢が18歳になるとニュースで聞きました。
18歳を雇用する場合に、何か変更や注意することはありますか？



Answer

4月1日より民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げになります。これにより、4月からは18歳になれば、親などの同意を得なくとも本人意思で各種の契約することが可能となります。

今までは、民法、労基法上で3つの区分がありました。

| | | |
|--------|-------|-------|
| 20歳未満 | 18歳未満 | 15歳未満 |
| 未成年者 | 年少者 | 児童 |
| 民法・労基法 | 労基法 | 労基法 |

今回、成年年齢引き下げにより、「未成年者」の区分が無くなることとなります。

労基法上「未成年者」に関する条文は、「未成年者の労働契約」（第58条）があり、親権者、後見人が未成年者に代わって労働契約を締結してはならないこと、また親権者や行政官庁（所轄労働基準監督署長）も、労働契約が未成年者に不利であると認める場合には、将来に向かって契約を解除できる、という条文や、また、親権者等が未成年者の賃金を代わって受け取ることを禁止する（第59条）等の条文がありました。民法改正にともない第58条の対象も18歳未満と改正になります。

就職する場合で高校卒業、専門学校卒業時であれば、だいたい18歳以上かと思いますが、もし在学中になんらかの雇用契約を締結する場合（アルバイト等を含む）には、各人の誕生日により、成年か年少者に分かりますので、注意が必要です。

ただ、労基法上は18歳未満の年少者、15歳未満の児童については保護や禁止事項が多く注意すべき年齢と言えますが、もともと20歳未満の未成年者についてはそこまで多くの制約条文はなかったため、特段大きく留意するべきことはありませんが、18歳以上の成年者であっても、学生アルバイトであれば、学業との両立などへの配慮は必要です。

18歳は成年者であることを労働者本人にも自覚してもらい、契約時にはしっかりと内容の説明と理解をもらった上で契約するようにしておくといいでしょう。

～この他、ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせ下さい～

I NFORMATION



2022年4月の人事・総務カレンダー

■健康保険料率、介護保険料率の変更

協会けんぽの健康保険料率、介護保険料率に変更となっています。3月分（4月納付分）からの適用となっていますので、4月の給与計算の際にはご注意ください。（介護保険料率は全国一律で1.64% → 労使折半で0.82%ずつ。）

※ 健保組合加入の事業所様は各健保組合にお問い合わせ下さい。

■労災保険料率・雇用保険料率の変更について

雇用保険料率については、段階的に変更となります。

4月～9月は以下の通りです。

| | 労働者負担 | 事業主負担 | 雇用保険料率 |
|------------|---------|-----------|------------|
| 一般の事業 | 3/1,000 | 6.5/1,000 | 9.5/1,000 |
| 農林水産・清酒製造業 | 4/1,000 | 7.5/1,000 | 11.5/1,000 |
| 建設業 | 4/1,000 | 8.5/1,000 | 12.5/1,000 |

なお、労災保険料率については、前年度と変更はありません。

■4月11日（月）

3月分の源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収税額の納付期限となります。



Current Topics

★退職金・年金に関する実態調査結果が発表 | 経団連他調査

経団連と東京経営者協会が実施した、「2021年9月度 退職金・年金に関する実態調査結果」によると、職種別・学歴別のすべての区分において勤続年数の上昇に伴って退職金が増加。「管理・事務・技術労働者（総合職）」60歳大学卒（勤続年数38年）が2,243.3万円、高校卒（同42年）が1,953万円、「生産・現業労働者」高校卒（同42年）が17,820万円となっています。

退職金算定基礎額は賃金改定とは関係なく「別建て」が最も多く（82.4%）、別建ての内訳としては、「ポイント方式」が76.7%、次いで「別テーブル方式」が17.6%となっており、ポイント方式採用の配分割合としては、「資格・職務要素」が60%台「年功要素」が20%台、「考課要素」が10%前後となっています。

「退職一時金と退職年金制度の併用をしている」企業が66.1%、「退職一時金制度のみ」は15.9%「退職年金制度のみ」は10.3%でした。

■編集後記

深夜の東北を震源とする大きな地震に、11年前の東日本大震災が頭をよぎった人も多かったかと思います。気象庁は、東日本大震災の余震とみられると発表しました。まだ余震が続いているようです。震災大国であることを思い知らされます。日頃の備えも今一度見直すことが大切です。

田中社会保険事務所だより Vol. 2204

「新・人事マネジメント戦略」

発行日 2022年4月5日

発行人 特定社会保険労務士 田中 洋



田中社会保険労務士事務所

労働保険事務組合

愛知中央 SR 経営労務センター

〒465-0087

名古屋市名東区名東本通 2-32

星ヶ丘イーストビル 2階 A号室

TEL052-753-8800 FAX052-753-8818

<http://www.sr-tanakaoffice.com>

Mail: tsr@waltz.ocn.ne.jp